

◎議案第 8号 北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について

○議長（山本浩平君） 日程第6、議案第8号 北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

南町民課長。

○町民課長（南 光男君） 議案第8号でございます。北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について。

地方自治法第291条の3第3項の規定により、北海道後期高齢者医療広域連合規約を次のとおり変更する。

平成25年9月6日提出。白老町長。

次のページでございます。議案説明でございます。住民基本台帳法の一部改正等に伴い、北海道後期高齢者医療広域連合規約を変更することについて、地方自治法第291条の3第3項及び同法第291条の11の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

以上でございます。よろしくご審議お願いいたします。

北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について

改正前	改正後
別表第2（第19条関係） (1)～(3) 略 備考 1 略 2 人口割については、前々年度の3月31日現在の住民基本台帳及び外国人登録原票に基づく人口による。	別表第2（第19条関係） (1)～(3) 略 備考 1 略 2 人口割については、前々年度の3月31日現在の住民基本台帳に基づく人口による。

○議長（山本浩平君） ただいま提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑のあります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第8号 北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について、原案のとおり決定す

ることに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。